

掛川市条例第10号

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6,400円</u></li> <li>(2) 特定世帯 1世帯について<u>3,200円</u></li> <li>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>4,800円</u></li> </ol>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,200円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>7,200円</u></li> <li>(2) 特定世帯 1世帯について<u>3,600円</u></li> <li>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>5,400円</u></li> </ol>

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税

法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,800円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1世帯について4,480円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,240円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,360円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について17,640円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1世帯について5,040円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,520円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,080円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき政令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 12,000 円

イ・ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について 3,200 円

(イ) 特定世帯 1 世帯について 1,600 円

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について 2,400 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 7,000 円

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき政令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき政令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 12,600 円

イ・ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について 3,600 円

(イ) 特定世帯 1 世帯について 1,800 円

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について 2,700 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 7,200 円

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき政令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,800円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,280円

(イ) 特定世帯 1世帯について640円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 2,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,040円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,440円

(イ) 特定世帯 1世帯について720円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,880円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 8,820円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 2,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

<u>12,000円</u>	<u>12,600円</u>
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。